



# 情報化施工技術調査実施要領

令和3年3月30日付2農振第3735号

各 地 方 農 政 局 長 }  
国土交通省北海道開発局長 } 殿  
内閣府沖縄総合事務局長 }

農林水産省農村振興局長

## 第1 趣旨

少子高齢化・人口減少が本格化する中で我が国が持続可能な活力ある地域経済社会を構築するためには、様々な局面で生産性の向上を図ることが必要であり、近年発展が著しいデジタル技術の活用がその手段として有効である。

建設分野において労働力不足が急速に進行する中で、農業競争力強化や国土強靱化に資する農業農村整備事業を効率的に実施するためには、ICT建設機械による施工や3次元データを用いた施工管理等を技術要素とする情報化施工技術を導入し、農業農村整備事業の施工現場における生産性向上を図ることが重要である。

また、農地、農業水利施設等の詳細な位置・形状及び属性情報を効率的に蓄積・共有できる3次元データを、情報化施工技術が用いられる施工段階はもとより、調査設計・施工・維持管理・営農等の農業農村整備に係る一連のプロセス全体（以下「農業農村整備プロセス全体」という。）を通じて、連携させ活用することにより、農地、農業水利施設等の整備及び保全管理の効率性が向上するとともに、農業生産性を向上させるスマート農業の実践環境整備にも寄与することになる。

このため、情報化施工技術調査（以下「本調査」という。）により、農業農村整備事業の施工現場への情報化施工技術の導入や農業農村整備プロセス全体を通じた3次元データ活用の推進に必要な基準類の整備等を実施することにより、もって農業農村整備プロセス全体の生産性向上に資するものとする。

## 第2 調査内容

本調査は、次の1及び2に掲げる調査により構成されるものとする。なお、本調査による基準類の策定作業は、情報化施工技術や3次元データの活用に関して、既往基準類を調査・分析して最大限活用した上で、農業農村整備事業に特有の技術要素の補完や組合せ方法の整理を行うことにより実施するものとする。

### 1 情報化施工導入推進調査

農業農村整備事業における情報化施工技術の導入推進に関して、次に掲げる内容

に係る調査・検討及び資料作成を行う。

- (1) 情報化施工技術に係る情報の収集・分析
- (2) 農業農村整備事業において情報化施工技術を適用する手法の検討
- (3) 情報化施工技術を用いた工事の実施に係る基準類の策定・改善
- (4) 情報化施工技術の普及に資する技術資料の作成

## 2 3次元データ活用推進調査

農業農村整備プロセス全体を通じた3次元データ活用の推進に関して、次に掲げる内容に係る調査・検討及び資料作成を行う。

- (1) 3次元データ活用に係る情報の収集・分析
- (2) 農業農村整備プロセス全体を通じて3次元データを活用する手法の検討
- (3) 3次元データの作成・活用に係る基準類の策定・改善
- (4) 3次元データ活用の普及に資する技術資料の作成

## 第3 調査主体等

本調査は、農林水産省農村振興局及び地方農政局等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）が主体となって行うものとし、必要に応じてその一部を試験研究機関や民間団体等に委託することができるものとする。

## 第4 調査結果の報告

地方農政局等が調査主体となる調査については、地方農政局等は、毎年度の調査結果を調査実施年度の翌年度の4月末日までに、農林水産省農村振興局に報告するものとする。

## 第5 調査に要する費用

本調査に要する費用は、全額国庫負担とする。

附 則

この要領は令和3年3月30日から施行する。